

市営住宅不正入居者への明渡し請求に関する訴えの提起について

上記の議案を提出する。

平成25年(2013年)11月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

市営住宅不正入居者への明渡し請求に関する訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起する。

記

1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告

2 訴訟の目的

に不正に入居している者に対し、当該住宅の明渡し及び退去するまでの損害金の支払いを求める。

3 明渡し請求物件

4 支払請求額 179,840円

ただし、11月1日以降、退去するまでの間、1ヶ月经過するごとに損害金79,000円を加算する（月の途中で退去した場合の損害金は、日割計算による）。

5 事件概要

忠生市営住宅に単身で居住していた名義人である が2013年4月18日に死亡したこと、その長男で連帯保証人である が同居の許可を受けずに不正に入居していたことが、2013年6月26日に発覚した。 は、町田市営住宅条例第19条第2項に規定する市営住宅使用権の承継要件を満たしていないため、同氏に対し、当該住宅の明渡しの指導を継続して行っていたが、自主的な明渡しに至らなかった。

そこで、 に対し、2013年10月1日付で10月31日を退去猶予

こうした状況から、 に対し、当該住宅の明渡しを求めるとともに、退去するまでの損害金の支払いを求める訴訟を提起するものである。